

**利府町立菅谷台保育所給食調理業務委託
公募型プロポーザル実施要領**

1 目的

本実施要領は、菅谷台保育所の給食調理業務の実施にあたり、公募型プロポーザルにより最適な受託候補者を選定するため、必要な事項を定めるものです。

2 業務の概要

- | | |
|--------------|---|
| (1) 委託業務番号 | 令和7年度 利子委第16号 |
| (2) 委託業務の名称 | 利府町立菅谷台保育所給食調理業務委託 |
| (3) 対象施設 | 利府町立菅谷台保育所（定員70人） |
| (4) 調理食数 | 別紙「利府町立菅谷台保育所給食調理業務委託仕様書
（以下「仕様書」という。）調理見込み数のとおり |
| (5) 委託業務の内容 | 別紙「仕様書」のとおり |
| (6) 業務履行期間 | 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで
※委託に関する予算について、議会の議決が得られなかった場合はこの限りではない。 |
| (7) 業務履行準備期間 | 契約締結後から委託業務開始までの間（契約日の翌日から令和8年3月31日まで（予定））引継ぎ等を行う。
なお、引継ぎや開始準備等に要する経費は、受注者の負担とする。
※継続している受託者については、この限りではない。 |
| (8) 上限額 | 66,648,000円
※3年間の総計で消費税及び地方消費税を含みます。
※上記金額からは食材料費を除き、食材料費は別紙「仕様書」に基づき、別途、実費による月毎精算とします。 |

3 参加資格要件

次に掲げる条件を全て満たしている事業者であること。

- (1) 法人であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する要件に該当しないこと。
- (3) 利府町から令和6年度及び令和7年度建設工事競争入札参加資格の承認を受けている者であること。
- (4) 宮城県建設工事入札参加資格登録業者等指名停止要領又は利府町建設工事入札参加業者等指名停止要綱に基づく指名停止を受けている期間でないこと。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第255号）に基づく再生手続開始の申立てを行っている法人ではないこと。ただし、手続開始の決定後、国の一般競争入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。
- (6) 利府町暴力団排除条例（平成24年利府町条例第16号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第3号に規定する暴力団員に該当しないこと。
- (7) 法人税及び消費税（地方消費税含む）を滞納していないこと。
- (8) 「保育所における食事の提供ガイドライン（厚生労働省平成24年3月）」等に基づき、安心かつ安全で良質な給食の提供が可能であること。
- (9) 宮城県内又は近県に本社、支社、営業所又は事業所のいずれかを有する事業者で、履行場所に2時間以内に到着可能かつ即時対応の体制が確立されていること。
- (10) 保育所給食共同調理場施設での調理業務、または集団給食業務の受託実績を3年以上有しており、食品衛生法(昭和22年12月24日法律第233号)による営業許可取得を受けていること。
- (11) 過去3年以内に保育所給食で食品衛生法の営業停止処分を受けていないこと。

4 募集の周知及び募集要項の配布

- (1) 期 間 令和7年9月24日（水）から同年10月3日（金）まで
午前9時から午後5時まで
- (2) 周知及び配布方法
町ホームページ及び利府町保健福祉部子ども支援課窓口にて配布します。

5 事業者説明会

- (1) 日 時 令和7年10月6日（月）午前10時から午前11時まで
※受付：午前9時30分から
- (2) 場 所 利府町役場2階 第1会議室
- (3) 参加人数 各法人2名以内とします。
- (4) 申込方法 参加申込書（様式第1号）により、子ども支援課宛FAX又は電子メールでお申し込み願います。
子ども支援課：FAX 022-767-2102

Mail hoiku@rifu-cho.com

※表題には、必ず「【菅保プロポ事前説明会】」と記載すること。

- (5) 申込期限 令和7年10月3日（金）午後5時まで

6 現地視察

(1) 実施期間等

ア 期 間 令和7年10月7日(火)、8日(水)

イ 時 間 午後3時から午後5時までの間で、調理業務、保育業務に支障のない範囲(30分間程度)とします。

(2) 留意事項

ア 現地視察希望者は、次に挙げる事項を視察希望日の2日前までに子ども支援課へ電話でご連絡ください(子ども支援課：電話 022-767-2196)。なお、申込状況により、子ども支援課で日程等の調整を行うため、希望日に視察できない場合があります。

① 法人名

② 参加人数

③ 参加者名

④ 連絡先

⑤ 希望日・時間(第2希望まで。特に希望がなければ子ども支援課で指定)

イ 調理室に入室する方は、当日体調不良がみられない者とし、清潔な衣服(白衣・帽子・マスク、履き物等)を用意すること。なお、調理室の入室は、1社2名までとします。

ウ 視察時は、町の指示に従うこと。必要に応じて子ども支援課職員が同行します。

7 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問がある場合、質問書(様式第2号)により提出すること。

(1) 提出期限 令和7年10月8日(水)から同年10月9日(木)まで
午後5時必着

(2) 提出先 利府町保健福祉部子ども支援課保育係

(3) 提出方法 電子メール、FAX、又は窓口へ持参
子ども支援課：FAX 022-767-2102

Mail hoiku@rifu-cho.com

※電子メール及びFAXによる質問書提出後は、電話により到着の確認をしてください。

※表題には、必ず「【営保プロポ応募質疑】」と記載すること。

(4) 回答方法 質問に対する回答は、令和7年10月14日(火)に町ホームページ内で公表します。なお、質問に対する回答は、本要領及び仕様書等の追加又は修正とみなします。

8 企画提案書等の提出

本プロポーザルの企画提案書等は、次のとおり作成し提出すること。

(1) 提出日時 令和7年10月16日(木)から同年10月17日(金)まで
午前9時から午後4時まで

(2) 提出先 利府町保健福祉部子ども支援課保育係

(3) 提出部数 正本 1部

副本 7部

(4) 提出方法 窓口への持参

※郵送による提出は認めませんので必ず持参の上、子ども支援課に提出してください。

※応募書類等の確認を行いますので、事前に電話連絡を入れた上で来庁してください。

(5) 作成要領

ア 提出書類はA4版縦、横書き、左綴じ、ページ番号を付し、文字サイズ11ポイント以上とすること。

イ 提出書類(1)から(6)ア～オの順序で製本し、インデックスを付け、簡易なA4ファイルで提出すること。なお、副本については、参加資格者が判明できる記載、表現等(商号、実印等)は黒塗りにする等により審査における匿名性を担保すること。

(6) 留意事項

ア 提出する書類一式は、写しを保存すること。

イ 申請者は、申請書類の提出をもって、本応募要項の記載内容を承諾したものとみなします。

ウ 提出された書類の内容の変更又は書類の追加はできません。ただし、町が必要と認めた場合はこの限りではありません。

エ 申請書類は、理由のいかんを問わず、一切返却しません。

オ 申請書類を提出した後に辞退する場合は、辞退届(様式第8号)を提出してください。

カ 申請に関して必要となる費用は、申請者の負担とします。

キ 申請書類は、情報公開の請求により開示することがあります。

ク 申請書類等の著作権は、各申請者に帰属します。なお、本事業の運営に関し公表する場合、その他本町が必要と認める場合には、申請書類等の全部又は一部を無償で利用できるものとします。

ケ 町が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。

9 申請書類

- (1) 参加申請書（様式第3号）
- (2) 誓約書（様式第4号）
- (3) 法人等の概要調査表（様式第5号）
- (4) 企画提案書（様式第6号の1～5）
- (5) 見積書（様式第7号）
- (6) 関係書類
 - ア 法人登記簿謄本(または履歴事項全部証明書)（発行日から3か月以内のもの）
 - イ 印鑑証明書（発行日から3か月以内のもの）
 - ウ 定款、規則その他これらに類する書類
 - エ 法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村民税の各納税証明書（直近3年間）
 - オ 貸借対照表、損益計算書、収支決算書（直近3年間）

10 一次審査（企画提案書類の審査方法）

- (1) 応募資格の確認

申請書類に基づき、子ども支援課で応募資格を確認します。
- (2) 審査方法

本プロポーザルにおける企画提案は、別途定める「利府町立菅谷台保育所給食調理業務委託公募型プロポーザル審査要領」に基づき、契約予定者等を選定します。
- (3) 選定基準

選定にあたっては別紙「評価基準表」の評価項目により審査します。

11 二次審査（プレゼンテーション及びヒアリングの実施）

一次審査を通過した企画提案者は、次のとおりプレゼンテーションを行うものとします。

- (1) 日時及び場所

令和7年11月13日（木） ※時間及び会場は、別途連絡します。
- (2) 実施内容

企画提案書の説明（準備含め15分以内）を受け、菅谷台保育所給食調理業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）による質疑（15分）を行います。なお、質疑に対して回答した内容は、企画提案に含むものとします。
- (3) 実施方法

提出済みの企画提案書により、プロジェクター等を使用して実施します。パソコン及びプロジェクターは町が用意します。

(4) 説明者

業務担当者を含めて3人までとします。なお、出席者は名札等を装着せず匿名性を確保すること。

(5) その他

ア プレゼンテーションは非公開とします。

イ 選定委員会委員への事前接触は認めないものとし、違反した場合は当該申請を無効とするので十分に御注意ください。

1 2 選定結果の通知・契約手続等

(1) 選定結果通知及び公表

選定結果については、応募者全員に文書で通知するとともに、応募の概況（経過、応募者名等）、審査内容の概要については本町のホームページに公表します。なお、審査結果に対する異議申立ては受け付けないものとします。

(2) 選定結果の通知の予定時期

選定終了後速やかに通知します。（一次審査は令和7年11月中旬、二次審査は同年11月下旬予定）

(3) 調理業務履行準備業務

契約書の締結後から委託業務開始までの間を調理業務履行準備期間とし、調理員の確保、指揮命令系統の確立、備品の確認等を行うものとします。（契約日の翌日から3月末日までの予定）

(4) 契約手続

ア 選定委員会による審査結果に基づき、仕様書及び受託候補者の企画提案書等の記載事項を基本に協議の上、予算額の範囲内において契約を締結します。ただし、特別な理由により契約予定者と契約を締結することができない場合は、次点者以降、審査結果の順に契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した企画提案者と契約の手続を行います。

イ 本事業に係る契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、議会の議決に付すべき契約に該当するため、業務請負契約の締結に係る議案を利府町議会に対し提案し、議決を経た後、本契約を締結します。利府町議会への提案は令和7年12月定例会とします。

ウ 町議会の議決が得られなかった場合及び否決された場合においても、受託候補者が本事業に係る業務及び管理のために支出した費用等については、一切補償しません。

1 3 公募のスケジュール

項 目	期 日
募集の周知と募集要項の配布	9 月 24 日（水）～10 月 3 日（金）
事業者説明会の開催	10 月 6 日（月）
現地視察	10 月 7 日（火）・8 日（水）
応募に関する質問の受付	10 月 8 日（水）～10 月 9 日（木） 午後 5 時必着
応募に関する質問の回答	10 月 14 日（火）
申請書類の受付	10 月 16 日（木）～10 月 17 日（金） 午後 4 時必着
一次審査（書類審査）	11 月 7 日（金）
一次審査の選定結果通知	11 月中旬
二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）	11 月 13 日（木）
二次審査の選定結果通知	11 月下旬
選定結果の公表	12 月下旬
事業者との契約締結	12 月
準備業務	契約日の翌日～3 月
委託業務の開始	令和 8 年 4 月 1 日

※上記スケジュールは変更となる場合があります。

1 4 失格要件

企画提案者が、次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- （１）参加資格要件を満たさなくなった場合
- （２）企画提案書等が期限までに提出されなかった場合
- （３）提出書類に虚偽の記載があった場合
- （４）参考見積書の額が提案上限額を超えている場合
- （５）選考の公平性を害する行為があった場合
- （６）その他手続等に重大な誤りがある場合

1 5 担当部署

利府町保健福祉部子ども支援課保育係（担当：平塚・須田）

住 所：〒9 8 1－0 1 1 2 宮城県宮城郡利府町利府字新並松 4 番地

電 話：0 2 2－7 6 7－2 1 9 6

F A X：0 2 2－7 6 7－2 1 0 2

メール：hoiku@rifu-cho.com

評価基準表

○一次審査（書類審査）

審査項目	評価の観点	配点	
会社概要	1. 事業者の経営理念及び財政基盤の安定性	5	10
	2. 保育所・学校における給食調理業務実績や大量調理施設における給食調理業務実績、長期にわたり保育所での調理業務を運営している実績、業務契約をしている実績等	5	
保育所給食に対する基本的な考え方・食育活動について	1. 乳幼児期の食の重要性や保育所給食が保育の一環であることへの理解度を含む保育所給食に対する事業者の基本的な考え方	5	15
	2. 安全安心な給食の提供や、保育所本来の事業の円滑な運営を阻害しない方策として、事業者が協力できる提案	5	
	3. 乳幼児期における食育を推進する上で、事業者が関与することが可能な提案	5	
安全衛生管理体制	1. アレルギー対応食に関する基本方針及びノウハウや、当該業務におけるアレルギー対応の実施体制	5	15
	2. 食中毒や異物混入等の事故に関する具体的防止対策及び事故発生時等、緊急時の対応方針と再発防止対策		
	3. 「大量調理施設衛生管理マニュアル」等、衛生管理の諸規定に基づいた衛生管理の実施	5	
	4. 事業者独自の衛生検査の具体的内容・頻度・実施者・対象者が明確に提示され、調理従事者の細菌検査（検便）や健康診断を実施し、日常の健康状態を点検し、従事する体制がとられているか。	5	
	5. 衛生管理業務に関する事業者独自の提案		
調理従事者等の教育・研修計画	1. 特別食（離乳食・アレルギー対応食）への対応研修内容、年間計画及び研修実施機関	5	10
	2. 事業者の年間研修内容（調理技術・衛生管理等）や研修実施機関	5	
調理従事者の配置・業務実施体制	1. 現場責任者として、保育所給食もしくは類似した給食調理施設における経験豊富かつ食品衛生責任者となり得る者等の配置	5	10
	2. 保育所給食調理業務等の経験豊富な有資格者（調理師等）の配置・適正な人員配置の予定		
	3. 必要に応じた補助職員の配置や休暇等に対応した代替職員の配置等、安全安心な保育所給食の提供のための業務実施体制の考え方		
	4. 経験豊富かつ有能な人材を多く確保するためのノウハウの構築		
	5. 調理従事者に給食業務への意欲を持たせ、長期雇用させるための工夫	5	
	6. 災害等緊急時の人員確保等、会社の対応・体制の考え方や町の指示を迅速かつ的確に伝達する組織体制の確立		
業務遂行能力	1. 調理現場及び社内の指揮命令系統	5	10
	2. 給食停止になった場合の緊急対応時、具体的な対応策の整備	5	
	3. 給食停止になった場合の応援体制の整備		
合計		70	

○二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング審査）

審査項目	評価の観点	配点	
論理性	1. 説明内容は一貫していて信頼性があり、論理的で説得力があるか	5	20
的確性	2. 質疑に対する的確かつ明快な回答がなされたか	5	
熱意	3. 熱意や意欲が感じられるか	5	
内容の一貫性	4. 書類と説明の内容に齟齬がないか	5	
保育所給食の基本的な考え方 安全衛生管理体制 業務実施体制 業務遂行能力	1. 保育所給食業務への理解が深く、優れた提案がされているか	10	40
	2. アレルギー対応や食中毒、異物混入等の事故について適切な体制や対応がとられるか	10	
	3. 経験豊富な有資格者（調理師等）の配置や、適正な人員配置ができているか	10	
	4. 給食停止になった場合や災害等緊急時の対応・体制の考え方や町の指示を迅速かつ的確に伝達する組織体制がとられるか	10	
業務委託料	1. 見積書は適正に算定されていて妥当か、次の算定式により、見積価格に応じ点数化する。金額はすべて税込。小数点以下四捨五入。 価格点＝10点×（参加者中最低見積価格/提出見積価格） ただし、1 提案者の場合においては提案上限額に対する見積割合により価格点を算出する。 ※提案上限額に対する見積割合 90%超～100%以下・・・7点 80%超～90%以下・・・8点 70%超～80%以下・・・9点 70%以下・・・・・・10点	10	10
合計		70	